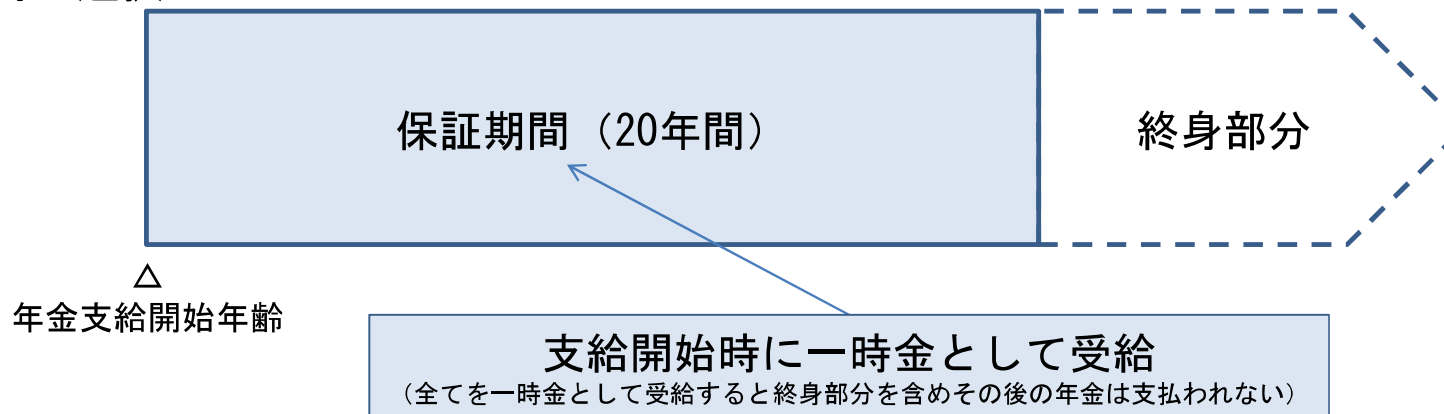
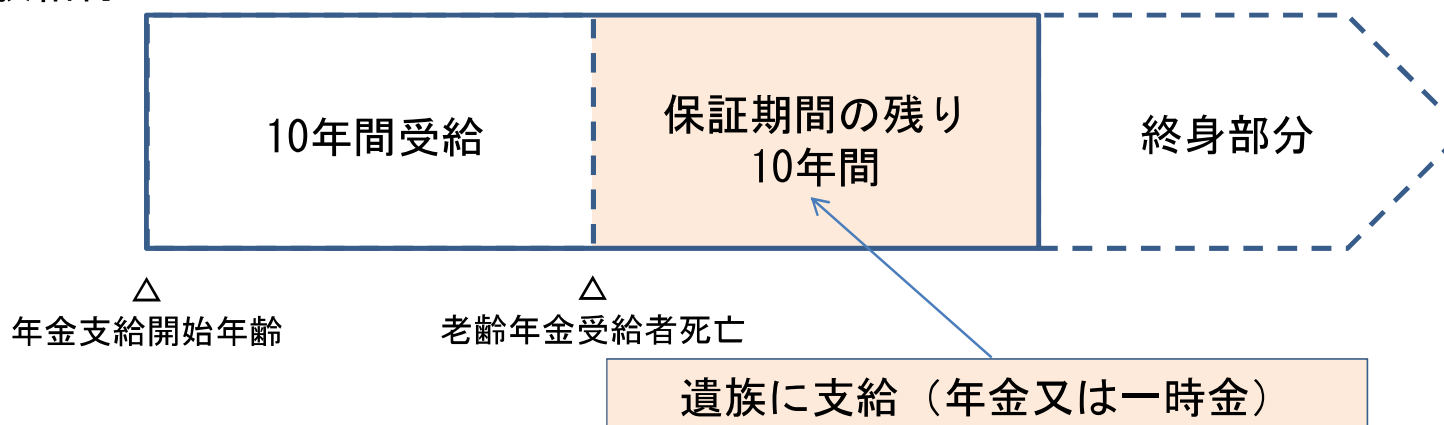


民間における企業年金の一時金選択の実例（具体的イメージ）

○一時金選択



○遺族給付



※ 実際には、各企業年金の給付設計は、複数の保証期間付終身年金と有期年金とを組み合わせたり、通減・通増の仕組みを設ける等、様々である。

(参考1) 関係条文(確定給付企業年金)

【確定給付企業年金法】

(給付の種類)

第二十九条 事業主(基金を設立して実施する確定給付企業年金(以下「基金型企業年金」という。))を実施する場合にあっては、基金。以下「事業主等」という。)は、次に掲げる給付を行うものとする。

- 一 老齢給付金
- 二 脱退一時金

2 事業主等は、規約で定めるところにより、前項各号に掲げる給付に加え、次に掲げる給付を行うことができる。

- 一 障害給付金
- 二 遺族給付金

(年金給付の支給期間等)

第三十三条 年金給付の支給期間及び支払期月は、政令で定める基準に従い規約で定めるところによる。ただし、終身又は五年以上にわたり、毎年一回以上定期的に支給するものでなければならない。

(支給の方法)

第三十八条 老齢給付金は、年金として支給する。

2 老齢給付金は、規約でその全部又は一部を一時金として支給することができることを定めた場合には、前項の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い規約で定めるところにより、一時金として支給することができる。

【確定給付企業年金法施行令】

(給付の額の基準)

第二十三条 法第三十二条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 一時金として支給する老齢給付金の額は、当該老齢給付金の全部を年金として支給するとした場合の老齢給付金のうち、保証期間(年金給付(給付のうち年金として支給されるものをいう。以下同じ。))の支給期間の全部又は一部であって、当該年金給付の受給権者が死亡したときにその遺族(法第四十八条に規定する遺族給付金(法第二十九条第二項第二号に規定する遺族給付金をいう。以下同じ。))を受けることができる遺族をいう。以下同じ。)に対し、当該受給権者が生存していたとしたならば支給された年金給付を年金又は一時金として支給することを保証されている期間をいう。以下同じ。)について支給する給付の現価に相当する金額(以下「現価相当額」という。)を上回らないものであること。

二～四 (略)

2～4 (略)

(支給期間及び支払期月)

第二十五条 法第三十三条の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 保証期間を定める場合にあっては、二十年を超えない範囲内で定めること。
- 二 年金給付の支払期月は、毎年一定の時期であること。

(老齢給付金を一時金として支給する場合の基準)

第二十九条 法第三十八条第二項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 年金として支給する老齢給付金について保証期間が定められていること。
- 二 老齢給付金の受給権者の選択により一時金として支給するものであること。
- 三 前号の選択は、法第三十条第一項の請求に併せて行うとき、又は年金として支給する老齢給付金の支給を開始してから五年を経過した日以後に行うときに限り、することができるものであること。ただし、年金として支給する老齢給付金の受給権者に厚生労働省令で定める特別の事情がある場合にあっては、当該老齢給付金の支給を開始してから五年を経過する日までの間においても、同号の選択をすることができるものであること。

(参考2) 主な企業年金の種類別支給期間の状況 (人事院調査)

	終身				有期				不明
	保証期間			10年	20年	その他			
	15年	20年	その他						
すべての種類の企業年金	39.3	(37.3)	(44.9)	(17.8)	50.0	(59.2)	(20.7)	(20.1)	10.7
確定給付(規約型)	9.1	(27.1)	(53.4)	(19.6)	82.1	(76.7)	(5.4)	(18.0)	8.8
確定給付(基金型)	43.5	(25.0)	(54.7)	(20.3)	53.9	(19.1)	(42.8)	(38.1)	2.6
確定拠出(企業型)	25.6	(5.9)	(77.9)	(16.2)	58.1	(28.1)	(56.6)	(15.3)	16.2
厚生年金基金	79.8	(53.8)	(31.6)	(14.5)	7.2	(7.3)	(56.7)	(36.0)	13.0
適格退職年金	7.2	(51.1)	-	(48.9)	82.7	(84.7)	(1.2)	(14.1)	10.1
自社年金	22.4	-	-	-	55.9	(50.7)	(9.4)	(40.0)	21.7
その他	83.2	-	-	-	12.5	(71.9)	(1.9)	(26.2)	4.3

(注1) 企業年金制度を有する企業19,495社について、企業年金の種類・給付形態(複数回答)ごとに集計。

(注2) 終身の保証期間及び有期の期間は、制度上の最長年数について調査。

(注3) 終身の保証期間の割合は、保証期間が不明のものを除いたものを100として算出。

(注4) 有期の期間の割合は、年金の支給期間が不明のものを除いたものを100として算出。

(参考3) 企業年金(確定給付型)の年金、一時金に関する基礎データ

○企業年金(確定給付型)の選択一時金制度の状況

(単位: %)

	計	制度あり		制度なし	不明	
		全額のみ	一部可			
確定給付企業年金(規約型)	100	92.6	53.1	39.5	2.4	5.0
確定給付企業年金(基金型)	100	93.3	42.2	51.1	5.0	1.7
厚生年金基金	100	53.4	24.6	28.8	31.4	15.3

(注) 企業年金を有する企業について集計したもの。
資料: 人事院「民間の企業年金及び退職金の実態調査」(平成24年3月)

○受給者、支給件数等の状況

	年金(老齢給付年金)		選択一時金(老齢一時金)	
	受給者数	年金額	支給件数	支給額
確定給付企業年金	約112万人	約1.0兆円	約5.3万件	約4,200億円
厚生年金基金	約67万人	約1,500億円	約4.1万件	約600億円

(注1) 確定給付企業年金は、調査に回答のあった約600制度(加入者数約300万人)に係る数値。(確定給付企業年金全体では、制度数は約1万、加入者数は約700万人。)

(注2) 厚生年金基金は、調査に回答のあった575基金における、加算部分(厚生年金のように、標準報酬×乗率×加入期間による給付額計算ではなく、独自の給付額計算を行っている部分)についての数値。

(注3) 平成22年7月時点における直近の事業年度の数値。

(注4) 年金は過去に裁定された者の累積となる一方、一時金は当該年度に支給された分の数値であり、単純な比較はできないことに留意が必要。

資料: 企業年金連合会「企業年金に関する基礎資料」(平成23年12月)

○厚生年金基金における一時金選択者の割合(一時金選択率)

平成20年	平成21年	平成22年
約53%	約50%	約48%

(注) 一時金選択率(%) = 全額一時金選択者数 / (加算年金の新規裁定者数(一部選択者含む) + 全額一時金選択者数)

資料: 企業年金連合会「企業年金に関する基礎資料」(平成23年12月)